

令和3年神審第36号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中末陽介及び同官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時及び場所

令和2年10月26日11時00分

兵庫県松帆埼西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 4.0トン

全 長 8.80メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 183キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を配したFRP製プレジャーモーターボートで、同室前部右舷側に舵輪、その前方に魚群探知機内蔵のGPSプロッター（以下「魚探兼プロッター」という。）2台及び右舷側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ備えられ、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和2年10月26日06時30分兵庫県東播磨港の係留地を発し、松帆埼東方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、平均7時間の睡眠をとっていたところ、釣り前日、久しぶりに船釣りに行くことで気持ちが高ぶって睡眠時間が約4時間となり、発航時には睡眠不足の状態であった。

a受審人は、07時10分釣り場に到着して移動しながら流し釣りを行った後、10時50分頃次の釣り場に向けて移動することとして松帆埼東方沖合の釣り場を発進し、魚探兼プロッター2台を作動させ、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で、左手で舵輪の左側上部を持ち、右手を機関遠隔操縦装置に添えて操船に当たり、10時57分半少し前江埼灯台から065度（真方位、以下同じ。）940メートルの地点で、針路を258度に定め、機関を回転数毎分1,500にかけ、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、10時58分江埼灯台から063.5度840メートルの地点に達したとき、睡眠不足に加え、周囲に他船を見掛けなかったことから、気が緩んで眠気を催すようになったが、もう少しで次の釣り場に到着するので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく続航した。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢で操船を続けていつしか居眠りに陥り、左手で舵輪を持っていたことから、無意識に左舵がとられ、緩やかに左回頭しながら松帆埼西方沖合の浅所に向かう態勢となって進行し、11時00分江崎灯台から068度570メートルの地点において、Aは、船首が205度を向いたとき、原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで、風はほとんどなく、潮候は下げ潮の初期であった。

乗揚の結果、船首部から中央部にかけて船底外板に擦過傷を生じ、来援した救助船に引き降ろされて東播磨港の係留地にえい航され、後に修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、松帆埼西方沖合において、次の釣り場に向けて航行する際、居眠り運航の防止措置が不十分で、緩やかに左回頭しながら同埼西方沖合の浅所に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、松帆埼西方沖合において、椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、次の釣り場に向けて航行中、睡眠不足に加え、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥らないよう、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、もう少しで次の釣り場に到着するので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢で操船を続けていつしか居眠りに陥り、無意識に左舵がとられ、緩やかに左回頭しながら松帆埼西方沖合の浅所に向かう態勢となって進行して同浅所への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 3 月 1 7 日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲